

## 大規模農地転用手続き問題

平成 26 年以降、霧島市農業委員会から鹿児島県宛提出されました農地転用に係る進達書類記載の意見の説明を求める。

**農業委員会事務局長**：農業委員会は、農業委員会等に関する法律に基づき市町村に設置される行政委員会として、農地法その他の法律により、その権限に属させられた事務及び農地等の利用の集積その他農地等の効率的な利用の促進に関する事務等を担っている。

その事務の一つである農地転用に関しては、転用しようとする農地の位置から判断する「立地基準」と、転用の確実性を審査する「一般基準」に照らし合わせて判断することとなっており、この一般基準においては、他法令の許認可の見込みについても確認することとされている。

質問の霧島市から鹿児島県への農地転用に係る進達については、都道府県の自治事務である 4 ヘクタール以下の転用許可権限について、平成 21 年 4 月に、鹿児島県権限移譲プログラムにより 2 ヘクタール以下の許可権限について県から権限移譲を受けたことにより、県に対しては 2 ヘクタールを超える案件を進達している。

また、進達にあたっては、許可申請書のほか農業委員会の意見書を添付することとされており、意見書には申請土地に関する事項のほか計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農への支障の有無など 11 項目の検討事項について、意見決定の理由を記載している。

なお、農業委員会が都道府県知事から意見書の提出を求められている理由としては、都道府県知事が転用許可の可否の判断を行うに際しては、周辺の農地に与える影響や地域の実情等を総合的に勘案することとされていることによる。

それでは、平成 26 年以降、霧島市が鹿児島県へ進達した 4 件について、意見決定の内容を説明する。

### 国分郡田メガソーラ

平成 26 年 8 月に申請され、国分郡田において 29,396 m<sup>2</sup>の農地を転用し太陽光発電施設を設置するもので、主な意見決定の理由としては、「周囲が転用許可地と山林に囲まれており、農地区分は 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる。」「計画面積は、出力約 1.3 メガワット、太陽光モジュール 7,945 枚を設置する計画であり、事業計画書や配置図面からみて妥当と思われる。また、周辺の農地等に係る営農条件への支障は、被害防除計画に記載された措置をとるため支障はないと思われる。」であり、これらの理由により、転用はやむを得ないと思われ許可相当とした

### 木質発電 材木置場

平成 27 年 10 月に申請され、国分重久において 21,777 m<sup>2</sup>の農地を転用し木材置場、事務所及び計量器場とするもので、主な意見決定の理由としては、「県道沿いに木材置場等を整備するものであり、農地区分は 1 種農地の不許可の例外である流通業務施設に該当すると思われる。」「転用目的及び計画面積は事業計画書や配置図面からみて妥当と思われる。また、周辺農地等への影響は、被害防除計画に記載された措置をとるため支障はないと思われる。」であり、これらの理由により、転用はやむを得ないと思われ許可相当とした。

### 長浜 メガソーラ

平成 27 年 11 月に申請され、隼人町小浜において農地 23,817 m<sup>2</sup>を転用し太陽光発電施設を設置するもので、主な意見決定の理由としては、「1 種農地と 3 種農地が混在する農地で、全体計画面積に対する 1 種農地の面積割合が 3 分の 1 を超えないことから、農地区分は 1 種農地の不許可の例外である隣接地一体事業及び 3 種農地の 300m 以内農地に該当すると思われる。」  
「計画面積は、出力約 1.9 メガワット、太陽光モジュールを 10,960 枚設置する計画であり、事業計画書や配置図から見て妥当と思われる。また、周辺農地等への影響は、被害除計画に記載された措置をとるため支障はないと思われる。」であり、これらの理由により、転用はやむを得ないと思われ許可相当とした。なお、この 3 件目については、平成 28 年 4 月に 1 筆追加申請されている。

#### 塩浸 メガソーラ

平成 28 年 10 月に申請され、牧園町宿窪田において 29,743 m<sup>2</sup>の農地を転用し太陽光発電施設を設置するもので、主な意見決定の理由としては、「周囲が山林や原野に囲まれているため 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる。」「行政庁の許可及び認可等の見込みは、県の土地利用協議及び森林法による申請を行っている。申請面積は、出力約 11 メガワットで太陽光モジュールを 46,500 枚設置する計画であり、事業計画書や配置図から見て妥当と思われる。また、周辺の農地等への影響は、被害防除計画に記載された措置をとることから支障はないと思われる。」であり、これらの理由により、転用はやむを得ないと思われ許可相当として県へ進達した。この件については、現在、県において審査を行っており、許可申請書の内容や他法令の許認可の決定を確認した上で、許可・不許可の判断がされることになる。

最後に、農地転用許可申請を行うに当たり申請者に求めている周辺農地等への被害防除策については、転用行為による土砂の流失、崩壊及び周辺の農地の日照、通風等に支障を及ぼすおそれを生じさせないための方策を「被害防除計画書」に記載してもらうとともに、転用に当たっては、万全の被害防除に努め、仮に被害が発生した場合は、自らの責任で対処するといった誓約書の添付を求めている。

答弁が不十分であり、質問席からの質問は保留したが、メガソーラの質問で農業委員会から塩浸しの案件のみ追加答弁があったことから記載する。

**農業委員会事務局長**：龍馬ソーラーパークの意見書について、4 項目目の『計画は妥当である』については申請にかかる用途に遅滞無く寄与する確実性で記載した。遅滞無くとは概ね 1 年を指す。早急な開始に必要な経産省の認定、九電の認定も受けていることから事業計画書より許可次第、遅滞無く事業に着手するとの計画であることを認めて妥当であるとした。  
県の土地利用協議、平成 27 年 12 月 17 日に、森林法の申請を平成 27 年 12 月 21 日にとまっている。これについては申請人から出された事業計画書の中に記載があり、申請の確実性についてはあくまでも申請人に確認をした。『被害防除計画に記載してある措置をとるため支障はない』については周辺の農地等に係る営農条件についての支障について記載する。申請書の被害防除計画に土砂の流出、崩壊、日照、通風などに対する防除策がとられているかを確認する。  
計画書の中に法面保護工や防災調整池の建設などが計画されており支障は無いと記載した。この件も含めて広大な転用計画については多法令の許認可を必要とすることから、専門的な視野につ

いて判断を委ねている。ガイドラインの件について、申請人の方から環境衛生課に協議の申し出があったことを確認し、このような記載をした。

(被害防除計画とは農地法に既定がある。周辺農地への影響についての一般的な記載であり、周辺への環境、防災の確実な対応の記載を求めているかは疑問)

県への進達意見は以下のとおり。

霧島市農業委員会が県に進達した意見書

1. 申請地は、第2種農地と判断されるが、周囲は山林や原野に囲まれているため生産性も低く、農業には適さない土地である。なお、代替地も検討して、いるが、交渉が不成立となるなど、適当な土地が見つからなかったため、申請はやむを得ないと認められる。
2. ■■■■
3. 申請地内に農地法第3条第1項本文に掲げる権利を有する者はいない。
4. 転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画も妥当であるため実現は確実と思われる。
5. 県の土地利用協議を平成27年12月17日に、森林法の申請を平成27年12月21日に申請済みであり、協議が整い次第許可になる見込みである。
6. 隣接原野と山林等109筆、232,260.55㎡を一体利用する計画であるが、既に譲渡人の了解を得ているため、農地以外の土地の利用見込みは確実と認められる。
7. 隣接地を併せた262,003.55㎡に11,000Kw発電するために、太陽光モジュールを46,500枚設置する計画であり、事業計画書や配置図面からみて、妥当と思われる。
9. 申請地の東・西・南・北のすべて山林と道路と水路である。周囲への影響は被害防除計画に記載してある措置をとるため支障はないと思われ、以上の理由により転用はやむを得ないと思われる。
11. 霧島市再生可能エネルギー発電施設の設置に関するガイドラインについても関係課と協議中であり、特に問題はないと思われる。